

島根県報

第一、五三三号

平成十五年十二月二十四日

(水曜日)

目次

告示	介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	一
	土地改良区の役員の退任	(農村整備課)	一
	県営土地改良事業計画の変更(二件)	()	二
	保安林の指定	(森林整備課)	二
	保安林予定森林	()	三
	森林法第百八十九条の規定による告示及び揭示	()	三
	地籍調査の成果の認証	(用地対策課)	三
公告	平成十五年度島根県林業改良指導員資格試験の合格者	(林業課)	四
	都市計画決定の図書の縦覧	(都市計画課)	四
	選管告示		四
	不在者投票を行うことができる施設の名称等の変更		四
	人委規則		四
	人事委員会規則の左横書きの実施等に関する規則		四
	人委告示		五
	人事委員会告示の左横書きの実施等に関する規程		五
	人委訓令		五
	人事委員会訓令の左横書きの実施等に関する訓令		五
正誤			

平成十五年八月二十九日付け島根県報第一五〇〇号(企業局)五
 中
 平成十五年八月二十九日付け島根県報外第一〇三()五
 号中

告示

島根県告示第千六十五号
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年十二月二十四日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 アゼ	通所介護	もやいの家・井野	那賀郡三隅町大字井野二四二二	平成十五年十二月十六日

島根県告示第千六十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年十二月二十四日

島根県知事 澄田信義

松江市土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

田村 清 松江市上本庄町一八九七番地

島根県告示第六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、
 宍道南地区を受益地域とする農道事業（県営農村総合整備事業）の計画を変更したので、
 同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を
 縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に関するものは、縦覧期間満了
 後十五日以内に申し出られたい。

平成十五年十二月二十四日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称

宍道南地区農道事業（県営農村総合整備事業）変更計画書の写し

二 縦覧の期間

告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所

宍道町役場

島根県告示第六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、
 宍道南地区を受益地域とする用排水施設事業（県営農村総合整備事業）の計画を変更した
 ので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係
 書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に関するものは、縦覧期間満了
 後十五日以内に申し出られたい。

平成十五年十二月二十四日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称

宍道南地区用排水施設事業（県営農村総合整備事業）変更計画書の写し

二 縦覧の期間

告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所

宍道町役場

島根県告示第六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により保安林
 の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示
 する。

平成十五年十二月二十四日

島根県知事 澄田信義

一 保安林の所在場所

簸川郡佐田町大字佐津目八二六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び佐田町役場に備え置いて縦
 覧に供する。

島根県告示第七十号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年十二月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一(一) 保安林予定森林の所在場所

那賀郡弥栄村大字小坂四四九の一

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

二(一) 保安林予定森林の所在場所

那賀郡弥栄村大字野坂一六の一から一六の三まで、一九、二〇、二二の一、七三、

七二五

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び弥栄村役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第七十一号

平成十五年島根県報第五百二十九号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第百八十九条の規定に基づき、その通知の内容を伯太町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成十五年十二月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

能 義		森 林 の 所 在 場 所		不 明 だ け る 通 知 の 相 手 方	
伯 太	町 名	大 字	地 番	保 安 林 所 有 者	住 所
畑	下 十 年	六 八 七 の 一	板 金 益 登	兵 庫 県 伊 丹 市 千 僧 三 丁 目 五 七	

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

島根県告示第七十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十五年十二月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

調査を行 つた者の 名称	調査を行 つた時期	成果の名称		調査を行 つた 地域	認 証 年 月 日
海士町	平成十四 年度	地籍図	地籍簿		
吉田村	平成十五 年度	十六枚	一冊	崎5	平成十五年十二月十二日
美都町	平成十三 年度	六十五枚	一冊	吉田(菅谷)	平成十五年十二月十二日
松江市	平成十三 年度	十五枚	一冊	仙道	平成十五年十二月十二日
	平成十五 年度	十二枚	一冊	魚瀬	平成十五年十二月十二日

公 告

平成十五年島根県林業改良指導員資格試験の合格者は次のとおりである。

平成十五年十二月二十四日

島根県知事 澄田信義

嘉戸 直樹 藤原 裕之 恩田 昭宏 渡辺 星児 落部 弘紀 瀧 隆志
池田 浩章 和田 晃司 森山 理加 小淵 義照

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定による、都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十五年十二月二十四日

島根県知事 澄田信義

- 一 都市計画の種類
松江圏都市計画地区計画
- 二 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第百号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第三項第二号、漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第九条の規定により準用する公職選挙法施行令第五十五条第二項及び第三項第二号並びに農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)第六条の規定により準用する公職選挙法施行令第五十五条第二項及び第三項第二号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

平成十五年十二月二十四日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

施設 の 名 称	所 在 地	変 更 事 項	変 更 後
島根医科大学医学部 付属病院	一 出雲市塩冶町八九	施設の名称	島根大学医学部付属病院

人事委員会規則

人事委員会規則の左横書きの実施等に関する規則をここに公布する。

平成十五年十二月二十四日

島根県人事委員会委員長 中村寿夫

人事委員会規則第二十七号

人事委員会規則の左横書きの実施等に関する規則

人事委員会規則の左横書きの実施等については、島根県規則の左横書きの実施等に関する規則(平成十五年島根県規則第九十六号)の例による。

附 則

この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

人事委員会告示

人事委員会告示第八号

人事委員会告示の左横書きの実施等に関する規程を次のように定める。

平成十五年十二月二十四日

島根県人事委員会委員長 中村 寿夫

人事委員会告示の左横書きの実施等に関する規程

人事委員会告示の左横書きの実施等については、島根県告示の左横書きの実施等に関する規程（平成十五年島根県告示第八百六十五号）の例による。

附 則

この規程は、平成十六年一月一日から施行する。

人事委員会訓令

人事委員会訓令第一号

事 務 局

島根県人事委員会

人事委員会訓令の左横書きの実施等に関する訓令を次のように定める。

平成十五年十二月二十四日

島根県人事委員会委員長 中村 寿夫

人事委員会訓令の左横書きの実施等に関する訓令

人事委員会訓令の左横書きの実施等については、島根県訓令の左横書きの実施等に関する訓令（平成十五年島根県訓令第二十四号）の例による。

附 則

この訓令は、平成十六年一月一日から施行する。

正 誤

平成十五年八月二十九日付け島根県報第一、五〇〇号中に誤りがあったので次のように訂正する。

ページ	段	行	誤	正
五	上	始めから九	島根県公営企業管理規程第六号	島根県公営企業管理規程第七号

平成十五年八月二十九日付け島根県報号外第一〇三号中に誤りがあったので次のように訂正する。

ページ	段	行	誤	正
十五	下	終りから四	島根県公営企業管理規程第七号	島根県公営企業管理規程第八号

